

修 繕 仕 様 書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 欠真間ポンプ場歩廊修繕
- 2 修繕目的 欠真間ポンプ場内の除塵機前にある歩廊が経年劣化により腐食し、転落の危険性があることから、修繕を行うもの。
- 3 修繕場所 市川市相之川 1 丁目 1 番 1 号 欠真間ポンプ場
- 4 修繕期間 令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 8 年 1 1 月 3 0 日
- 5 修繕時間 午前 9 時 0 0 分 ～ 午後 4 時 3 0 分まで
- 6 修繕内容 劣化した歩廊に床板重ね貼りを行う。
重ね貼り後は L 型アングルなどで補強を行うこと。
また、既存が蓋やグレーチングとなっている箇所は、取手付の蓋を設置すること。
床板 (CP4.5) 1030×4300 ×1 枚
床板 (CP4.5) 1030×6300 ×1 枚
蓋 (CP4.5 取手付) 480×2000 ×1 枚
蓋 (CP4.5 取手付) 480×2300 ×1 枚
蓋 (CP4.5 取手付) 480×3100 ×1 枚
蓋 (CP4.5 取手付) 480×3200 ×1 枚
7. 提出書類 各種 1 部ずつ提出すること。
 - ・ 着手届
 - ・ 業務責任者通知書（必要とする資格者証の写しを含む）
 - ・ 施工計画書
 - ・ 完成図書（修繕報告書、修繕写真など）
 - ・ 完了届
- 8 その他
 - (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
 - (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
 - (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

- (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 修繕作業を開始する際は、事前に近隣住民へ訪問または文書投函等を行い近隣住民へ周知を行うこと。作業に伴い、道路占有許可等が必要な場合は必ず申請を行うこと。また、その際必要に応じて交通誘導員を配置する等、安全対策を講じること。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

案内図

欠真間ポンプ場(住居表示;市川市相之川1丁目1番1号)



機器配置図

欠真間ポンプ場(住居表示;市川市相之川1丁目1番1号)

